

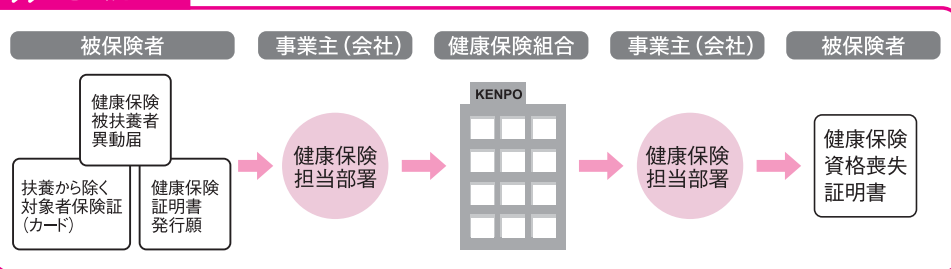
被扶養者の異動

健康保険組合では、一定の条件を満たしたご家族を被扶養者として認定し、医療給付や健診を実施しています。就職等によって、被扶養者資格に変化があった場合、事業主（健康保険担当部署）経由で異動届を健康保険組合に提出をしてください。

被扶養者からはずれるのはどんなとき？

- 1 配偶者またはお子さんが就職したとき
あなたの扶養からはずれて、勤め先の医療保険に被保険者として加入します。
- 2 被扶養者であったお子さんが結婚して、結婚相手に扶養されるとき
あなたの扶養からはずれて、結婚相手の医療保険に被扶養者として加入します。
- 3 配偶者またはお子さんが、年収130万円（月額平均108,334円）を超えたとき
- 4 別居している扶養者への送金証明がないとき
被扶養者が、被保険者の送金により暮らしが成り立っていることの証明が必要です。被扶養者の収入額（年金等）以下の送金をしている場合は、生計維持関係が成り立っていないので認められません。
あなたの扶養からはずれて、お住まいの国民健康保険などに被保険者として加入します。
- 5 扶養している親（60歳以上）の年収が180万円を超えたとき
あなたの扶養からはずれて、お住まいの国民健康保険などに被保険者として加入します。
再就職したり年金をもらうようになったり、不動産収入などがあるときは注意してください。
- 6 75歳以上になったとき
75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）のすべての方は長寿医療制度に加入します。
健康保険の被保険者が長寿医療制度の対象となった場合は、その被扶養者も健保組合の資格を喪失するため、国民健康保険に加入することになります。
- 7 退職して、失業給付（日額3,562円以上 ※60歳以上は日額4,932円以上）を受給中は被扶養者とは認められません。
- 8 被扶養者であった配偶者と離婚したとき
- 9 被扶養者が死亡したとき

≫ 手続き 扶養から除く対象者の保険証（カード）を提出します



● 被扶養者認定の範囲

配偶者（内縁を含む）直系尊属（被保険者の父・母・祖父母・曾祖父母）、子、孫、弟、妹。被保険者と同居していれば三親等以内の親族、内縁配偶者の父、母、子（内縁配偶者の死亡後も）。

お願い 被扶養者からはずれる人がいるとき、被扶養者にしたい人がいるときは…
5日以内に事業主経由で健康保険組合まで「被扶養者（異動）届」を提出してください。

※詳しくは、健康保険組合ホームページ「被扶養者からはずすとき」をご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.yokogawakenpo.or.jp>

健康保険被扶養者調査を実施いたします!!

昨年秋の「健康保険被扶養者調査」では、ご協力をいただきましてありがとうございました。今年も実施いたしますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。未提出の場合は資格を喪失することもあります。

※詳細につきましては、次号の「けんぽだより」にてお知らせいたします。

お願い

審査に必要な書類

- パート・アルバイトをしている方は、給与明細全てを保管しておいてください。
- 別居家族の方への送金証明書は、全てを保管しておいてください。

